

防災・減災のまちづくりを

質問者 原 隆 夫

国は危険区域での新しい建物の建設を規制し、すでに住んでいる人には移転を促すことにより災害時の被害を最小限に抑える狙いで都市再生特別措置法などを改正し、施行した。危険区域では今後住宅などを建てる場合、安全対策や避難対策をとることが条件となる。また災害の危険性が高い地域に住む人たちに移転を促すため、自治体が支援する制度も導入された。我が町としてどのように災害に強いまちづくりを進めるのか、所見を伺う。